

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 27 日 (金) 第 314 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○指定納付受託者の指定

(税務課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 483 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 4 年 5 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 4 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
自動車税種別割（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 4 年 5 月 6 日から同月 31 日まで